

軽油引取税の課税免除制度

「存じてつかう
免税軽油」

軽油の購入時の価格には、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が含まれています。この軽油引取税が、一定の要件のもとに免除されている軽油のことを免税軽油といいます。なお、この取り扱いは令和9年3月31日までに行われる引き取りに限る特例です（下表中の「石油化学製品製造業」を除く、また令和7年4月1日から船舶のうちプレジャーボートが除外されます。）。

1 免税の要件

免税の適用を受けるためには、次の要件に該当していることが必要です。

- ①法令で定める免税の対象事業を営んでいること。
- ②法令で定める免税の用途に軽油が使用されること。

【法令で定める免税の対象事業及び用途概要の一覧】

対象となる事業	対象となる用途の概要	対象となる事業	対象となる用途の概要
船舶の使用者	船舶の動力源	索道事業（鉄道事業法の規定による許可を受けた者）	スキー場で専らスキー場の整備のために使用する装置を備えた機械の動力源
自衛隊用機械管理者	通信用機械の電源、公道を走行しない自動車等の動力源	鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業	削岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源
鉄道又は軌道事業	鉄道又は軌道用車両等の動力源	とび・土工工事業（建設業法の規定による許可を受けた者）	とび・土工・コンクリート工事の専業者が、当該工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する機械の動力源
石油化学製品製造業	事業場内において、エチレン等の石油化学製品の原料又はポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスピロマーの粘性低下の用途	鉱さいパラス製造業（中小事業者等に限る）	事業場内において専ら鉱さいの破碎又は集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源
港湾運送業	港湾内において専ら港湾運送のために使用される機械の動力源	倉庫業（倉庫業法の規定による登録を受けた者）	倉庫内において専ら当該倉庫業のために使用される機械の動力源
農業又は林業	当該業務に使用する機械で動力耕うん機、製材機等の一定の機械の動力源	鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業	駅の構内で専ら鉄道貨物の積込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源
農作業のすべてを受託した者	当該業務に使用する機械で動力耕うん機、製材機等の一定の機械の動力源	航空運送サービス業	飛行場内で専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の運搬又は積卸し若しくは航空機の整備のために使用する機械の動力源
農地の造成等を主たる事業とする者		廃棄物処理事業（うち産業廃棄物処理事業は中小事業者等に限る）	廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源
素材生産業		木材加工業（一般製材業、単板製造業等）	事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）	事業場内において専らセメント製品又は原材料の積卸しのために使用する機械の動力源	木材市場業（市場を開設又は経営する事業）	事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源
生コンクリート製造業（製品を自ら運搬する者を除く。）	事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用する機械の動力源	堆肥製造業	事業場内において専らバーク堆肥の製造工程等に使用する機械の動力源

※1 免税の対象となる事業及び用途は、地方税法等の法令において詳細に定義されています。

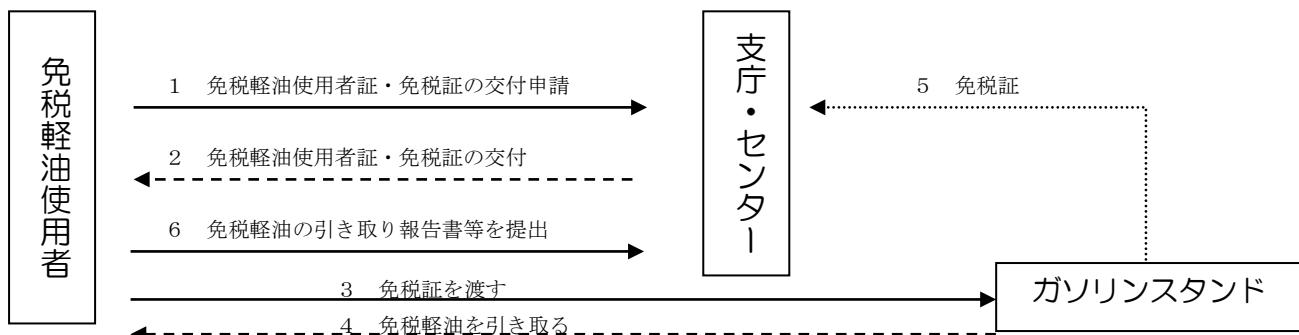
※2 国税又は地方税の滞納処分を受けている等の不適格要件に該当する場合には、免税の適用は受けられません。

※3 免税登録していない機械や免税用途以外に免税軽油が使用された場合などは、軽油引取税が課税されるとともに罰則が適用されることもありますのでご注意ください。

2 免税の手続き

免税軽油を使用するためには、あらかじめ軽油を免税の用途に使用する者であることについて、県の認定を受けておく必要があります。この認定を受けたことを証する書類のことを「免税軽油使用者証」といいます。

免税軽油使用者証の交付を受け、次に「免税証」の交付を受けます。免税証には、数量と購入先のガソリンスタンドが記載してあり、この免税証と引き換えに軽油を免税価格で購入することができます。



【免税軽油使用者証】

申請に必要な書類	交付手続き
<ul style="list-style-type: none">・免税軽油使用者証交付申請書 (共同申請の場合は、免税軽油共同使用者証交付申請書)・誓約書（県税に滞納がないこと等の要件を満たしていることを誓約する書面）・免税の対象事業を営む者であることを証する書類（事業により異なります。）・免税用途に使用される機械を特定するための書類（写真、拓本、売買契約書等）・島根県収入証紙 420 円（手数料）・報告期限特例申請書（使用見込数量が月 2 KL 以下の場合のみ必要です。）	<ol style="list-style-type: none">① 免税軽油を使用する事務所または事業所を管轄する支庁・県民センターに申請書類を提出します。 (新規申請の場合は、申請書等の用紙をお渡しする必要がありますので、まずは支庁・県民センターにご一報ください。)② 申請の内容等について、支庁・県民センターが必要な確認を行います。この確認には、場合によっては現地調査も含みます。③ 支庁・県民センターの確認の結果、事業等の内容について免税の用途に該当するものと認められたら、免税軽油使用者証を交付します。④ 免税軽油使用者証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望される場合には、免税軽油使用者証の有効期間が満了する前にあらためて免税軽油使用者証の交付申請を行います。

【免税証】

申請に必要な書類	交付手続き
<ul style="list-style-type: none">・免税軽油使用者証（または免税軽油共同使用者証）・免税証交付申請書（共同使用者は共同申請明細書を添付）・所要数量計算書（使用見込数量が月 2 KL 以下の場合は省略が可能な場合があります。） <p>2回目以降は、加えて以下の書類も必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・免税証返納書・返納する免税証・免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書または領収書を添付）・受払簿（使用数量が月 2 KL 以下の場合は不要です。）	<ol style="list-style-type: none">① 機械の燃費・稼働時間などを基礎として必要な免税軽油の数量を算定します。② 免税軽油使用者証の交付を受けた支庁・県民センターに必要とする所要数量等を記載した申請書類を提出します。③ 申請の内容等について、支庁・県民センターが審査を行います。審査の結果、適当なものと認められたら、申請内容に応じた免税証が交付されます。④ 交付を受けた免税証、引取った免税軽油の使用状況等について「免税軽油の引取り等に係る報告書」により毎月末日までに報告します。（使用見込数量が月 2 KL 以下で報告期限の特例適用を受けている場合は、免税証の有効期間（事業により 3か月～1年間）の満了までに報告します。）⑤ 免税証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望される場合には、あらためて免税証の交付申請を行います。この際、使用しなかった免税証は免税証返納書と一緒に支庁・県民センターに返納します。

3 申請の窓口

島根県東部県民センター 税務課

TEL 0851-2-2-9616

島根県西部県民センター 自動車・諸税課

TEL 0852-32-5627

出雲事務所 不動産・自動車課税課

TEL 0853-30-5535

島根県西部県民センター 法人・軽油課税課

TEL 0855-29-5736



島根県